

---

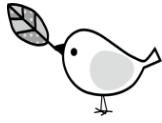
せいかつ ほ ご

# 生活保護のしおり

---



いわみちょうふくしじむしょ  
岩美町福祉事務所



## せいかつほ ご 生活保護とは

せいかつほ ご　さまさま　じじょう　せいかつ　こんきゅう　せたい　たいし　、　こんきゅう  
生活保護は、様々な事情により生活に困窮している世帯に対し、その困窮  
ていど　おう　けんこう　ぶんかてき　さいていげん　ど　せいかつ　ほしょう　じりつ  
の程度に応じて、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立  
たす　もくべき　せいど　ほうりょくだんとう　かにゅう　かた  
を助けることを目的とした制度です。なお、暴力団等に加入している方は  
げんそく　せいかつほ ご　てきよう  
原則として生活保護は適用されません。

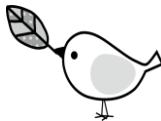


## せいかつほ ご　う　まえ 生活保護を受ける前に

せいかつほ ご　しさん　のうりょく　た　せいかつ　い　じ　かつよう  
生活保護は、資産、能力、その他あらゆるものを生活の維持のために活用  
ようけん  
することを要件としています。

- 1 はたら　のうりょく　かた　のうりょく　おう　はたら  
働く能力がある方は、その能力に応じて働いてください。
- 2 しゃかいほけんせいど　しょうびょうてあて　こようほけん　かくしゅねんkin　じどうふようてあて  
社会保険制度（傷病手当や雇用保険・各種年金・児童扶養手当など）  
う　う  
で受けられるものはすべて受けてください。
- 3 ょ　ちよきん　せいめいほけん　かいやくへんれいきん　にゅういんきゅうふきん　しさん　た　はたけ　さんりん  
預貯金や生命保険（解約返戻金、入院給付金）・資産（田、畠、山林  
ぱいきやくだいきん　かつよう  
などの売却代金）を活用してください。
- 4 おや　こ　きょうだいしまい　えんじょ　う  
親・子・兄弟姉妹からできるだけ援助を受けてください。  
※DV（家庭内暴力）や虐待などの事情についてはご相談ください。
- 5 じどうしゃ　しょゆう　しよう　げんそく　みと  
自動車の所有、使用は原則として認められません。

# 相談から決定までの流れ



相談

生活保護の相談については、岩美町福祉事務所が窓口になり、生活保護制度の仕組みなどの説明を行います。  
(電話相談も可能です)



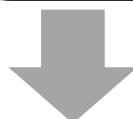
申請

生活保護の申請意思のある方は、申請書ならびに調査にあたって必要な書類(収入申告書、資産申告書、同意書など)を提出していただきます。生活保護は本人、家族又はその他の同居する親族の申請により開始されます。



調査

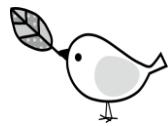
申請すると、原則1週間以内に調査担当員(ケースワーカー)が家庭訪問を行い、生活状況を確認するとともに、金融機関などの関係機関や扶養義務者への照会を行います。  
※調査内容については厳守します。  
※生活保護決定後も、定期的に生活保護を受けるための調査を行います。



決定

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうか書面でお知らせします。

申請日から原則14日以内に決定し、連絡します。



# せいかつほごひ けいさんほうほう 生活保護費の計算方法

いっしょ せいかつ かぞく ひと せたい せたい おう さい  
一緒に生活している家族すべてを一つの世帯として「その世帯に応じた最  
ていせいいかつひ せたい しゅうにゅう ひかく き  
低生活費」と「その世帯のすべての収入」とを比較して決めます。

- **最低生活費とは、年齢別・世帯構成別、その他の需要を考慮して、  
国で決められた額です。**
- **収入とは、その世帯に入ってくるすべての収入（働いて得た収入・  
年金・手当・仕送り・保険金・臨時収入など）をいいます。  
ただし、働いて得た収入などに対する控除(※)があります。**  
※控除とは収入から差し引かれる金額で、その分は手元に残ります。

## ほごう ばあい 保護が受けられる場合

さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費				
しゅう 収	にゅう 入	ほごひ 保護費		

⇒収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

## ほごう ばあい 保護が受けられない場合

さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費					ちようかがく 超過額
しゅう 収					にゅう 入

⇒収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

# せいかつほ ご しゅるい 生活保護の種類



ほ ご しゅるい ふ じょ ひつよう おう しきゅう  
保 護 に は、以 下 の 8 種類 の 扶 助 が あ り、必 要 に 応 じ て 支 給 し ま す。

せいかつほ ご ひ まいつき か きゅうじつ ばあい ちょくせん へいじつ しきゅう  
■ 生活保護費は、毎月5日(休日)の場合は直前の平日)に支給します。

りんじてき ひつよう せいかつほ ご ひ すいじ しきゅう  
■ 臨時に必要となる生活保護費を随時で支給することがあります。

 <p>せいかつふじょ 生 活 扶 助</p> <p>いしょく こうねつすいひ 衣 食 、光熱水費などの にちじょう せいかつ 日 常 生 活 に か か る ひ ょ う 費 用</p>	 <p>いりょうふじょ 医 療 扶 助</p> <p>びょういん やっくわく 病 院 や 薬 局 に か か る ひ ょ う め が ね そ う ぐ 費 用 や 眼 鏡 や 装 具 な ど ちりょうざいりょう ひ ょ う の 治 療 材 料 の 費 用</p>
 <p>じゅうたくふじょ 住 宅 扶 助</p> <p>や ち ん ち だ い じ ゆ う た く 家 賃 、地 代 や 住 宅 の ほ し ゅ う ひ ょ う 補 修 な ど の 費 用</p>	 <p>しゅっさん ひ ょ う 出 産 に か か る 費 用</p> <p>しゅっさんふじょ 出 产 扶 助</p>
 <p>きょういくふじょ 教 育 扶 助</p> <p>ぎ む き ょ う い く 義 务 教 育 を 受 け る た き ょ う ざい ひ ょ う め の 教 材 な ど の 費 用</p>	 <p>せいぎょうふじょ 生 業 扶 助</p> <p>しゅうしょく ひ ょ う ぎ の う 就 职 に 必 要 な 技 能 、 し か く し ゆ う と く こ う と う が っ こ う 資 格 習 得 や 高 等 学 校 し ゆ う が く ひ ょ う 就 学 に か か る 費 用</p>
 <p>かいごふじょ 介 護 扶 助</p> <p>かい こ に に て い う 介 護 認 定 を 受 け て い る か た か い ご う 方 が 介 護 サ ー ビ ス を 受 け る た め の 費 用</p>	 <p>そ う さいふじょ 葬 祭 扶 助</p> <p>せ た い い ん な さ い 世 帯 員 が 死 くな つた 際 ひ ょ う そ う ぎ ひ ょ う に 必 要 な 葬 祭 費 用</p>

## た き ゆ う ふ き ん ■ その他の給付金

- し ゆ う う ろうじ り つき ゆ う ふ き ん  
• 就 劳 自 立 給 付 金 (給 付 金 額 : 单 身 世 带 10 万 円 、複 数 世 带 15 万 円)

あ ん て い し ょ く ぎ ょ う せいかつ ほ ご ひ つ よ う  
安 定 し た 職 業 に つ い て 生 活 保 複 を 必 要 と し な く な つた 方 に 支 給 し ま す。

- し ん が く じ ゆ ン ひ き ゆ う ふ き ん  
• 進 学 準 備 給 付 金 (給 付 金 額 : 転 居 す る 場 合 30 万 円 、そ の 他 10 万 円)

こ う こ う そ つ ぎ ょ う ご だ い が く せ ン も ん が っ こ う と う し ん が く か た し キ ゆ う  
高 校 卒 業 後 す ぐ に 大 学 や 専 門 学 校 等 に 進 学 す る 方 に 支 給 し ま す。

# せいかつほごうときけんり 生活保護を受けた時の権利



せいとうりゆう  
正當な理由がなければ、保護費を減らされたり、保護を受けられなくなる  
ことはありません。保護により支給されたお金や物に対して税金をかけられ  
たり、差し押さえられることはありません。

ほごうけんりたにんゆずわた  
※保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

きほごないようなつとくとつとりけんちじたいふふくもうした  
※決められた保護の内容に納得できないときは、鳥取県知事に対して不服申立てを  
することができます。



## せいかつほごうときぎむ 生活保護を受けた時の義務①

### しゅうにゅうかんとどけでぎむ 《収入に関する届出の義務》

しゅうにゅうていきてきしゅうにゅうほうこく  
収入があるなしにかかわらず、定期的に収入を報告していただきます。  
しゅうにゅうしさんめんへんかつどほうこく  
また、収入・資産の面で変化があれば、その都度、報告しなければなりません。

はたらえしゅうにゅうふへ  
1 働いて得た収入が増えたり、減ったりしたとき。

はたらあらしゅうにゅうえ  
2 働くようになり、新たな収入を得たとき。

しようびようてあてきんしつぎようきゅうふきんろうどうさいがいほしょうきんたいしょくいんりょう  
3 ボーナス、傷病手当金、失業給付金、労働災害補償金、退職金、アルバイト料などをもらったとき。

ねんきんてあてしおくがくか  
4 年金・手当・仕送りの額が変わったとき。

いしやりょうせいめいほけんきんにゅういんきゅうふきんうと  
5 慶謝料や生命保険金、入院給付金などを受け取ったとき。

ふくしじむしょしょぶんしじしさんうしさん  
6 福祉事務所から処分を指示された資産を売ったとき、または資産をもらったとき。

ほごじゅきゅうちゅうげんそくかぜいちょうさねんかいこていしさんちょうさ  
※保護受給中は、原則として課税調査については年1回、固定資産調査については  
ねんかいじゅうしづくしうじゅうしづくかならしんこく  
3年に1回実施します。収入、資産の面で変化があれば、必ず申告してもらいます。

# せいかつほ ご う とき ぎ む 生活保護を受けた時の義務②

せいかつ かん とじけで ぎ む  
《生活に関する届出の義務》



く へんか ほうこく  
暮らしのうえで変化があれば報告しなければなりません。

1 住所が変わったとき。

2 仕事をはじめたり、変わったり、やめたりするとき。

かぞく にんずう しゅつしょう しほう てんしゅつ てんにゅう か  
3 家族の人数が出生、死亡、転出、転入で変わったとき。

ちようきかん いえ あ  
4 長期間にわたって家を空けるとき。

しょゆう とち かおく しさん ばいきやく  
5 所有する土地、家屋など資産を売却しようとするとき。

やちん へやだい しゃくぢりょう か  
6 家賃、部屋代、借地料が変わったとき。

かいごほけんほう かいご う  
7 介護保険法による介護サービスを受けたりやめたりするとき。

しせつ にゅうしょ たいしょ  
8 施設へ入所したり退所したりするとき。

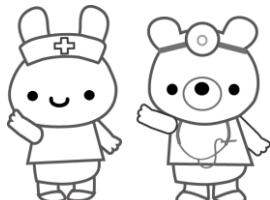
にゅういん たいいん てんいん  
9 入院したり、退院したり、転院したりするとき。

こうこう にゅうがく ちゅうとたいがく  
10 高校へ入学したり、中途退学したりするとき。

けんこうほけんしょう いりょうほけん しかく しゅとく そうしつ  
11 健康保険証などの医療保険の資格を取得または喪失したとき。

こうつう じ こ  
12 交通事故にあったとき。

た せいかつじょうたい へんか  
13 その他、生活状態に変化があったとき。



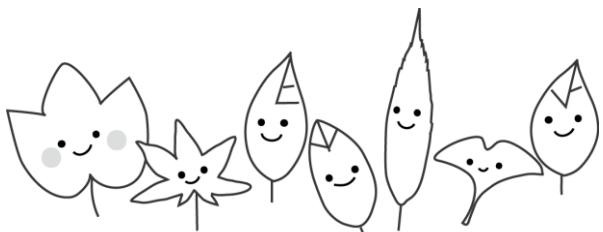
# せいかつ ほ ご う とき き む 生活保護を受けた時の義務③

## 《生活上の義務》

せいかつ ほ ご う せいかつ つぎ こと おこな  
生活保護を受けなくても生活できるよう、次の事を行ってく

ださい。

- 1 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- 2 病院(医院)にかかっているときは、医師の指示に従って1日も早く病気を治す  
ところ  
よう心がけてください。
- 3 町の総合健診は必ず受診し、生活習慣の改善に取り組むとともに、必要な  
治療を開始してください。
- 4 親や子、兄弟姉妹のおられる人は、その方から、また、母子(父子)の方は別れた夫(妻)からも、子どもへの仕送りなどの援助を受けられるよう働きかけてください。
- 5 毎日の支出は、計画的に行うよう心がけてください。
- 6 栄養バランスのとれた食生活を心がけ、起床から睡眠までの一日の生活リズムを整えるなど、健康保持に努めてください。
- 7 高価なものなど購入される場合は相談してください。保有が認められていない  
場合があります。
- 8 生活保護受給中に、年金担保貸付を受けたり、福祉事務所長が認めた以外の  
貸付や借金をすることは出来ません。



## 福祉事務所職員の役割

ふくしじむしょしょくいん やくわり  
福祉事務所職員は、保護の相談にこられた方の相談を受けたり、  
ほご そうだん  
かた そうだん う  
適切な保護を行うために定期的に家庭訪問をしています。  
ほごう ていきてき かていほうもん  
せたい せいかつ いじこうじょう  
じぶん ちから せいかつ  
保護を受けている世帯が、生活の維持向上や、自分の力で生活す  
るようになるにはどうすればいいのかと一緒に考えます。  
こま いっしょ かんが  
困っていることや、わからないことがあれば、相談してください。  
そだん

## 民生委員の役割

みんせいいいん やくわり  
民生委員は、地域で困っている方などの相談にのってくれる人で、  
ひと  
かた そうだん  
ちいき こま  
ふくしじむしょ きょうりょくかんけい  
福祉事務所とは協力関係にあります。  
せいかつ ほご かん  
しゃかい ふくしせんぱん  
そうだん  
生活保護に関する事をはじめ、社会福祉全般にわたって相談に  
えんりょ そうだん  
のってくださいますので、遠慮なくご相談ください。  
そうだんないよう かん ひみつ げんしゅ  
もちろん、相談内容に関する秘密は厳守されます。

地区の民生委員は

さんです。



いわみちょうふくしじむしょ  
**岩美町福祉事務所**

住 所：〒681-0003

いわみぐんいわみちょうおおざうらどめ  
**岩美郡岩美町大字浦富1029番地2**

電話番号： 0857-73-1339

ファクシミリ： 0857-73-1344